續農家貫行

四之五

特 1
2328

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328

ガラス使用

續農家貫行第四目錄

年穀考　一
農不飢　三
草木豆よのハ　五
簡略人間　七
婦功　九
久相思　十一
大根のいまし　二
地ハ天よりさゝふ　四
食為ハ衣よ家　六
遠よ学ふ　八
東うすつく　十

白井氏藏書

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328
ガラス使用

續農家貫行第四

年穀考一

東方朔考又曰青朔日甲乙ハ青龍也春二月三月麥
ハ月出水あり麥六月秋七月旱也田稻みのらず
赤頭ハ頭ハ　青朔日丙丁ハ赤龍也麥ハ月青米
あり秋八月風あり旱稻麥麥不熟馬疫あり斃
青朔日戊己ハ黃龍也春二月麥ハ月大水あり麥ハ
疫病人怪人事　失あり麥六月秋七月雨雹ふる
青朔日庚辛ハ白龍也春二月麥ハ月旱一ヶ所
二月麥ハ月秋九月風大水あり人事論なし

特1-2328

年あり稲ようしくうるおて正月朔日壬癸黒龍せ
春二月麦五月秋九月大風ちかあり人ゑ闘争の
愁あり田秋利あるまゝ云は考文の意をもつて肖録
何の元と母あるうて雨風なくありつるきの元のくと
仮度の紫ふらるる雲震沙年ちひきてのとるる
はるるに年みのりよしと記す　天地瑞祥志云正月朔日四方終日
ふ間有雲五穀成熟之雲為氣也
秋雨あり少くの事八月旱あと宮は降みそうと降て
洪水を止ちる接と〜夏旱すとそうて映ふ降り
ちゝめより用水乏なきやう世き堪りを月人日

実あり年ようのくも人ゝ法るつゝみあとたちてゝ
なられ戸た先〜みるふあるくまゝちるしか
ふ書乃類を考年ゝに肖ちゝ年ゝ北海のる
と書て材ゝ（ちゝめ）はしめ考文のまゝと記文道
文運氣論海南國史ゝ百姓考ゝ（ちゝ）
ゝ出なるるふ解ゝ材ゝ（ちめと）
言はなりりふ考文の記をもりて会ゝ不
あゝまとい（と遠ふ）ゝ考文寛延二年肖
朔日庚戌ふあゝ俗百ゝ書ゝ人ゝれ
ゝあまゝふくみのり人ゝれ書の記あゝ

し小旱して風雨のためまたまたみちびきあるこ
とも川と水堵り堤を流し山崩れ家ふきうつる又人命
害あるとえくうるに風邪おこられ時疫人をなやま
武源ある人幸既に一をけう思うもあり三年を経
刑せられ小地方なりての中とえて格乃中
とうとうとうとうこれ合ういつれの者より
そこそこ年の耕作の事、汁考文小如何一たびとを
村々一見して新書仕られ小生と西川先生一数を
之小国書は三子世裏れ事を載うつと多乃氣
作西のよし あり一国二国八国小れそい書の面目

毎年有小れ前を逐さ陸て書の部を風来して
農事をさしるるこ有ようしるるよし書の奥小記
そうれうり耕作を勧るまい名を後小て村中百姓を勧る
根なるれ先ふ志ふ一をけう者文の部をとりてこ金と
すこ作の小ふしをかんこ作をえり地こら人畫北
志ふ志ふとうとうしく志ふ一又人の小従史あるとえふは
村中小ふ一免ふ志ふ志ふいひ少せそ多の作多年と
正月無百姓一鶴て耕作御所ふ志ふ勧へ

大作戒二

読て曰作小猫の額西作八年の額ふ人事 志松知あは

ふしやく家ふてんくに伝うこれ、京都ゐにしりの小叔合ゐて
俗ゐくさまを也詩曰無田甫田惟莠驕〻云ふくんハ大田成俗る
事ゐ今れ大俗とをれハ毋〻蹂ふ成俗と害苗ゐ不くなる
ゐ大俗をたんうするのをゐ唐ふても耕俗入仕ゐり
毎〻ゐ毎ゐく日なりと俗ハ千窟ふして耕ゐるこ
ゐふをゐこんくゐり

農民飢 三

或老農云のゐ者ゐ時いれ〻農業とをしてゐく
俗ゐ俗ゐ俗と豊年てゐて新田ゐ収ゐ麦食れ〻
をゐ〻事ゐりゐ今ハ耕俗ゐくゐふゐり食ゐ
麦〻ゐ豆ゐいゐやくゐとをゐて伝ゐこれや豊ゐ〻ハ〻ゐの
ゐ賭の中年北俗ゐをゐりゐふりて一俗ちゐハ
夫食ゐ毎〻をて世ゐ捨られのを俗ゐしのゐ〻ゐ食して
お米飯を俗ゐあゐゐ村〻ゐ〻ハ成ゐ列子曰森国ゐ
貧者ゐり常ゐ城市にをけりゐ児云天下の厚ゐ
ゐふゐ〻ゐりと商人ハ銭をゐ食ゐ〻石粥ハ銭を
ゐるけゐゐと飢ゐ乞ゐと貴ゐすゐ神ゐ銭ゐ
こして夫食の貯ゐゐゐを砥ゐ食ハ耕俗のをゐこれゐ
老ゐ〻ゐりてゐ耕事ゐ〻ハ兄ゐゐゐのゐゐ〻ゐ古ゐ
ゐ人て泣ゐ〻ゐ新ハ〻ゐてのをれゐ〻

打ち下ふあり[illegible]ふ[illegible]ぬ[illegible]ふ[illegible]ぬ[illegible]ふ[illegible]ぬ

上体やる田の方のうけ少て春今日時大日間〳〵ア今日すく
るる者は田の水〳〵まて〳〵あれて代を掻と馬把のり
たるひこ一へんさらくとかうて掻ふり体せしうに
うへうて苗うゑうゑ〳〵苗とふ代どり田を掻
ふ〳〵〳〵苗の根とるを切てたゑ〳〵うゑられ二番
掻うるを植ふ〳〵〳〵ゑ畠の根〳〵殘りて田に
し〳〵あるものを殘らんて養とり
養とゑ村ある若ゑあれ化あ〳〵を理少て大地
のゑゑふあ〳〵ゑ仍のしあ〳〵ゑ
りて今くゑい法師掻とうあ於未年乃れゑれ

ふと法師至〳〵もちろん掻うるかとふて掻掻は
なし大江千里奇よ〳〵の
ゑうなれ〳〵あ〳〵はゑ思ふあ
ゑ於て海ゑとゑいあ〳〵ふゑ〳〵ふて田の実ゑ
ゑゑけゑ形ふひゑ〳〵詠せられゑたゑ〳〵
の奇ゑ大地乃田地ゑれ里ゑ
芝〳〵ゑ事ゑゑれ唐土乃菊奉〳〵ゑ人ゑ称り
田二頃貧富部や木朝 三町十歩小尻 あ〳〵めて皆ゑ六國の相の印風
てゑせゑあゑゑ〳〵 新ゑゑて行ゑて法ゑゑ
ものゑ地〳〵又ゑ思ゑ法師田ゑ 陰陽師有ゑ今ゑ

[illegible]

ひろさ[illegible]深さ[illegible]

るを[illegible]

こいさみ[illegible]

[illegible]食物菜[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

て荒[illegible]

[illegible]

の力及[illegible]

[illegible]

取[illegible]

草見暘暮周五

桐加之栖邪　宍戸村[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

節ふしく[illegible]を[illegible]ふしを[illegible]
[illegible]ふとはれ[illegible]
[illegible]ふ家中[illegible]れ口[illegible]の陽氣とけて陽あ[illegible]
家を構へ前庭てのひ[illegible]
るあ[illegible]ふ[illegible]と[illegible]て口の[illegible]前[illegible]
構てのひ[illegible]のひ[illegible]
立ぬるとあ[illegible]いふ[illegible]
る[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

食物成敗　六

神[illegible]ふ[illegible]
飽[illegible]て食[illegible]
[illegible]貝藻[illegible]
と食[illegible]
[illegible]
[illegible]

庭子ヲ養ヒ育ルヤウニ成ル者ヲ
ヒトリ有テ其ヲ養ヒ育ルヤウニ
ヒトリ有テ其ヲ養ヒ育ルヤウニ
ヒトリ有テ其ヲ養ヒ育ルヤウニ

姫の意をさ者ハ姫の心をもつて其世業を[illegible]
[illegible]満と見て[illegible]男たちとけこ[illegible]百ふ[illegible]水をしつる水場の
荒地をつくり[illegible]浮の辻滅ぬ[illegible]心を[illegible]
の熟ぬて[illegible]と打て男たちくつろ[illegible]百ふられ[illegible]熟
ぬ[illegible]て[illegible]教ぬ[illegible]人と養ひ[illegible]
[illegible]相別ありて[illegible]場[illegible]屋[illegible]
[illegible]あり云云[illegible]四年[illegible]小百姓
[illegible]山[illegible]根[illegible]
[illegible]食[illegible]
[illegible]

[illegible]種[illegible]大根蕪又ハ[illegible]場の[illegible]
[illegible]
[illegible]食[illegible]
[illegible]人の食とする[illegible]
[illegible]
[illegible]

事ハ法のごとく勤ものとさして怠ることなく法のごとく書家
ふと法華経をよく見いつれの經とと法のごとく書家
するとふこと能ハ仕癖を法ゝ仕るものありて
同じ仕ても人の泡ゝ仕癖のあるを改
さるゝあるゝ人のひとるゝらいせ教るゝ拵れ
にいるゝ必しるゝるゝ世ゝけぬるあり者く
人をあるゝてするゝ書とゝさるゝまて
とひ後悔するゝいるゝ泡のるゝにゝ出
るゝあるゝ拵

家人のものと治しゝ言ゝ遠和せしかゝひ
あるゝて今文ゝ年ゝ返さんゝ移ゝるきとに
さゝとは元ひ結まゝ出りゝるゝて年記を返
相ゝるゝ元ゝ面つゝて紫ゝれゝるのゝ
ゝけまゝ面ゝすゝ術ゝ取ゝす一三紙ゝと面ゝ
つゝゝ合せんゝゝ今ゝ年ゝにゝゝゝゝゝゝ
年記ゝ癖ゝ裏ゝ表ゝ肥ゝゝゝ方ゝゝ
ゝ夜ひゝゝ海のゝ利清ゝ前ゝ月ゝ
ゝゝゝゝ天ゝゝゝゝゝ泡ゝ年記
ゝと附ゝゝゝゝ井ゝゝゝゝ

田の稗乃苗りをうゑいとなむ
流田にあきりてトなる畑をそ
こりうゑ自然とうゑ苗とをとり
ふらくをうゑ苗れらトをうゑ畔ふをうゑこさしてウ
しの苗とをうてえるをもあ
外苑生られこうをうゑ
をうゑいひて又苗をゆをうゑ
をし時我身ていしうに何を植てしをうゑ
時をうて荒しとうゑ苗つをられいをうゑ畔ふをあ
つれらふる苗をのりをうゑ事ふをこれり

今ふむし間刈何はをやうゑ畔ふをうゑ村名をうゑ
るをうをうゑる古之百姓有りう相百姓ふ外記をうゑ
苗をふてをうをうゑ身をを教をうゑ去有をうゑ家を家
一反歩をうゑの畠をおうをうゑ畔をうゑ畔をうゑ
をうをうゑ奇特ふをうゑ
服園田をふをうゑ乃教授をうゑ
服製おをうゑ収をうゑかゑ
の料ををうゑをうゑをうゑ
人をうゑあつけうゑ畑返をうゑ
位のをうゑ苗をうゑをうゑ

[illegible]記録對して細作きまいらせ候[illegible]
[illegible]のうちの一節のうちの[illegible]
[illegible]は海[illegible]
つゝし返[illegible]
[illegible]人のいたゞき口碑[illegible]心[illegible]
[illegible]
[illegible]時[illegible]
[illegible]月[illegible]
せんとする久[illegible]
[illegible]

今又思ふ世[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

開墾途不説途

田地の位上々下々三段位にして中と下と沼人の品なり、
中は其年ひとしく下中乃至米一石取数とぬ
ゆふ作り田なるも他なるとして[illegible]百姓の苦[illegible]
ありて其年一反位の田地の出米[illegible]
中下の田地二石位と[illegible]
元来田地まく水[illegible]村々の通法[illegible]
なれ地と下田[illegible]村々の田[illegible]
分れ結[illegible]て水と引地面肥ぬき泥あ[illegible]

下田と上田位の場合泥人乃ち掘られ[illegible]
地しく養[illegible]人ふ[illegible]合[illegible]
如[illegible]人[illegible]上田[illegible]
[illegible]
下田[illegible]
和納金[illegible]百姓の[illegible]
人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

以て指出さるべき筈の所に成ぬる家に
田畑とも上中下は位地領を求めの根原定めありて其
[illegible]税高[illegible]ひ者と高[illegible]
如来ひとしきるゆえと中の位地下と中と
同じ筆ふ組ってとの[illegible]を
[illegible]ひ者必ずけ[illegible]支と毛掃乃有も[illegible]
下乃位の差別ふくしく[illegible]
と此中[illegible]
[illegible]たるひとなくつて国家の業[illegible]
[illegible]新田[illegible]位定の[illegible]

位つ此位定ける平安の地乃[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328

ガラス使用

農といはれぬるもの者と所詮なり世なりけり

婦切 九

蚕蛾黄帝后妃嫘祖始て蠶を飼絲を引き織機の
ことを教ひ給ふ故に蠶后と称し奉て祭る我朝
ふるは人王十六代應神天皇御宇に唐土より呉女機を傳
へ給ふ二人の織姫を勅使として奉り後女機を傳
給ふ其系をせりて後ふ〜こさせ給ひて毎年御家を初て
相〜り機織八業世ふ伝ふるとて今こそ農
桑始の時機織の業を傳へられて禮と行れ〜
蠶飼を業とする女の方一統こそ婦切と
有て蠶飼をする女とて女の拙き織徒もされ
ぬるこふ有たくしき者なり源氏物語の中に
帝將左馬頭を召て女の品定をし給ひ中
にもたしみありし女のこせふ事をこそ〜中
されしに妻人の三国姫といふ人をつさるる七夕
ふるとかゝる海〜くれ〜さとしてゝ〜
給ひしてさとるつけふこちひろふしる幕
其の巻まんてゝ新酒人の旅の人の
三国姫の品を海をるゝ〜ゝ深山
七夕つめ中ふ織のたちめふ是れ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

扱ハ敷布也
礼記ノ字

扱ハ女子ノ口ヲ開テ雪ノ石ヲ抜ク沈ノ所ニテ積重テ
置ヲ犯ハ罪ハ屋敷ヲ取レテ牢ニ入ル収納蔵ハ嵐ノ
又ハ盗ノ扱ヲ防ク貴ノ収納蔵ニ格ヒ
仕事ノ片付ヲ過ヲ
笠ノ付ハ新肥ヲ

[illegible]り扶納の時八男女[illegible]
[illegible]うゝ雪寝[illegible]の相く
後白河院乃御製[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

久相思　十一

二夜の秋[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

年ゐ二度の年ごろは精ものしてたゝくてかゝるか
しかゆゑとなるよ人のさとりてまそのこんてはも
元ゝ波立まるこゝろ風姿をつゝめひてをう
ゆゑて稲こゝ月ゆゑかゝるけなくゝをとを
ばりとよいそうをふとゝとりは服ゝ回のめう
人をもぬむつあるこうはるふは新ゝをも
をを過ゝ年ゝゝあるはゝをこ吸つけふをを
をれをゝをゝれゝの高つひををゝ
をゝをゝ冷糸のひあるゝ増の編ゝるゝ
もゝをれ印のをはゝをゝ鬱ふかゝゝ学ゝをを

をゝの用おゝをふゝて服ひをゝをゝをゝて
のつれをゝをゝをのふゝをゝ
松ゝゝあゝてゝをゝふゝ
をゝゝをゝゝゝのるゝて世学ゝ
をゝゝ学ゝてつゝをゝ兄妹をゝ
ぬゝひ冠子祝のゝふゝ農ゝゝれ服ひをゝ
形て女の男をゝゝふゝむをゝ
をゝゝゝゝ男をゝ父母のをゝひふをゝ
ゝ金ゝ我をゝてあひるゝ中ふをゝふをゝ
ゝを言おゝりるんを十刻拭ふをゝるゝ

大綱ニ成て居ハ[illegible]
御門ハ[illegible]ん[illegible]かつ[illegible]
[illegible]せてみち[illegible]ふ[illegible]
ハ[illegible]て[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

續農家貫行 巻五目録

神事　一
語訪ものがたり　二
稲虫祓　又
麦虫ごもり　七
十字石像　九
雨請　二
かまくら祭
蝗の井　六
開中墓　八
映術　十

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328
ガラス使用

續農家貫行巻五

神事

南山領五ヶ所
橋井宮の御境内の社を宮ヶ内の社と宮ヶ内の線を
西ヶ谷の社を
神事祭礼の事は常より勤めなり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]雲又祈祭神を五瀬又飯井神を常陸又筑波神を奥
州又諏訪神を奥南に[illegible]電神を[illegible]山の[illegible]
宮ゆひ天下に[illegible]
[illegible]人皇五十七代陽成院御宇[illegible]
[illegible]
[illegible]七十二代白河院御宇[illegible]
宮合を賜しを神代[illegible]の例[illegible]
[illegible]を神といひ人代[illegible]人[illegible]神とも[illegible]

[illegible]国を領神を立ゆゑに日向の新を丹波の神を[illegible]
不結丹波の願を日向の神を受給[illegible]人を[illegible]
の[illegible]
[illegible]
相同し[illegible]
し[illegible]
[illegible]の民子を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

人あるいとも五畿七道大社天下ノ衛国社国郡ノ護祭社異氏ノ守ノ所ノ社ノ右の神くを国くを領ス小しまたハいつまも別くの神くに霊験ハあ(て本)のうひとるそうふあくそあくて怪ハ神の切用之他の神ハ霊異あ(る)海ノ神ノ怪妙あり神ノ力中ノ祭ノ少セ法ノ力ノ神ハ正直ノ者体ニ為霊験ノ以て用ノ所ノ海ノ村里ノ氏神ハ氏子ノ中ノ事ノ用セノ所ノ伝ノ心ノ以て教ノ神ノ祭ノ法ノ為ノ祭ノ法ノ為ノ祭ノ法ノ為

清原保安元年又は朝の新百の奉幣まつり此時
大江定師頼ワ宣命を作り給ふ大神宮納受
しく二日百和ひしくしく降りたるん
古今著聞 又むかし紀国入道仲實細ふ仕ひて
波国ふりしに其神日久賀早し 昔代も七
くらゐのるもとさりけるとかく民の
欲き淺ちくらりを神ハ和所よりくあり再り
きらうるみくこ道にあるを国司
ちらに出あまりれハ紀国天河ふりうる
ちらあまくうまれ神ふ百百をとる
とらてくに書て社司として中とさして
に出雲の天俄よりりうて大ふ百降く拔る
稲ふをしるく緑ふりうる 金葉集 十訓抄
心ある人ハ方をうみ詩を作て神ふ百百をとる
て民の憂を除くうけるとるを今ハ百日の旱
りうとくと百姓の出さるるとて地頭ふう
ふの形をうにいうをさうとハ
次ら集義和書ていうるうあるとを選は
百性ハくの為るを他の日をかるて節るてハ
るくこ雨たまて雨の為るハ雨をるるを

うゝふて山神より面を彩るく俗てさうゝ
うゝ丹を紙りゝ彩りて紙をゝ和漢ともに後世は古ゝ
うゝのるゝ雲は旱魃霊をまゝゝゝ山神をいさゝ
をりて面を彩るゝ彩るゝ神の祭むゝ祭さ面は
ゆゝゝいさゆゝゝゝ勧ゝゝ今山てゝも旱年は行方
るゝて面信は生をを彩りゝるゝゝさまゝゝ方
山峯にるゝひさ彩の京のゝりるゝす生ゝ
るゝも路はいうゝる事ゝゝゝゝ面ゝは丹ゝ
うゝの祭るゝてゝゝゝゝの古ゝゝゝゝその人の用ゝ
るゝは祭りゝゝ彩さ面ゝゝゝゝ者ゝゝゝ

公は八さうゝゝゝゝ彩ゝゝ彩ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
勧ゝるゝ人のゝゝゝゝゝゝて今ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝは祭ゝゝ面ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
るゝ公宴の祭るゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝるゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ

一日雨井泉指二日雨得自如三日雨廣袴鋤冒雨決溝渠
五日雨陰山居　六日雨騎木驢　七日雨人成魚八日大雨大旱
小雨小旱
山誦とゝなへて面と諸と世拂そるに見ハ名を長百性の
家ゟ山神とまつり神酒とをもうく山誦をとゝなへ八日
目ふあゝら各一同て神ふまゝて面と祈るとゝ
見へゝり

諏訪祝　三

信濃国ハ三ハゝ風をもて所之見ふりて流行の神
の社風の祝とゝふ者と為て物ゝこゝ為ゝ流行をさて
百日の間皆書をもてゝ[illegible]

ゝ川ゝ為て農業の為ふゝ[illegible]たしゝ少のをさゝ[illegible]
て日乃光しゝ[illegible]ハ風おさゝ[illegible]
とゝふ後世ハ流行ふ[illegible]の[illegible]ふ風の
ゝふゝに[illegible]ゝ[illegible]ゝ十刻抄古しゝの人乃農
ふゝとをもゝふゝしゝ事をとゝんつゝしゝ何国も風をけ去
紀ハ他相のさゝゝ[illegible]ハ[illegible]の社ゝに風のゝふゝを
いゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ流行の神者ふ使ゝ人
ゝふゝのいゝふ[illegible]ゝ拾芥抄云竈神は
大切ふ[illegible]ゝ夫妻を儲て[illegible]の後ふ[illegible]ふ[illegible]
ふゝ[illegible]ハ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ

十四日ハ八日世日丑ハ掃除しく不浄とみふ物を焚
ぬるゝ別ふ人形して送るる事なるべし

稲虫祓

村くゝ丑て他を色所の村虫送りとて鉦太鼓を鳴し村境
行ゝ送りてあシとり丑を酒ふ辟て吹喧を仕り村
中を驅するゝ先ハ虫を除て公問なき濁気者のまき
るれハ弘洲を不論呵立へし其て虫所ハ村方の
正るゝ稲虫るゝ流水丑て拭丑村るを流又ハ
あとニて除欲るとゝふとゝて掃るゝ仕丑ふ
丑て拭丑虫ハ其ゝ流ハ流ゝ鉦太鼓の

丑おとゝ八鳥獣のるゝ根切虫荒虫るとゝふ丑ふ
丑恐るゝ事るゝまハ水のゝけるゝのゝ之ゝに
を除ふ丑丑ゝ驅るれハ酒のみるゝ小付て家ハ
とゝ去るゝ一ゝを相品を栖歌の化ふ蛸(フコ)物のゝに
羽虫稲ふ付あるゝて稲を為ふ丑ふ
るゝ虫虫ハあるゝ流れハ村くゝ驅るゝ
さ度ふすゝと次ふ虫ハあるゝ秋作ふ
川ゝるゝもれハ丑とあるゝ
為るゝ加るゝ丑ハ村くゝの祈日ゝ
毎ゝと吹ゆれ虫ゝるゝ

しそあるてやはりくんとをひろり稲をふ田乃
神稲竟丑おりまれハ屋うて村長をと翼し
俱小出除の形をとるし　拙村ゝふむうひたむし
のくとくハしと白の上丑亦あの月あのわむうを
神のをうし丑はの乃草ふのくうしみそうれ
光を波小出て作丑をを田をふ立茨丑入て的松
ふりうて田の中へ入をる作のをうり稲をうけて
横縦を行うりをを）り河糸へありまり的松を
拾て海へ　新地のをつ丑小鶏のをく火を焼て
ふりくと稲ふを絶ふこうは糸ありまし鶏

しら法示の方をて大ゝ伝しまり小語て海ゝ
を移小を日を蓋をうゝのう丑吹ゝ丑を蓋
よしてをくうこうを出て田くを田をにひし
をくてうり的松をふり立くく稲をふて田の中を
ナりんしにをくとをう元りゝ元んりゝ糸くをあけて
法示をを白を元り的松を一川をとうを丑をを孔蓋
しをうり奴田場丑は耶ゝにをを火をあけ彼形
白ををを田神を形ををしふ陸細麦沢海
くりん火の光をあして出をあまを蓋丑蓋乃
をを光蓋て稲出をすくゝ的をを丑形ふ田蓋

秋風ひやゝかに吹時は虫こゑくさゝやそれ
さてこそ秋絶なるくれ網村くうらこふる
初め虫いとこりの或を絡せし時打白やれるたぐ
絡り初て人をすゝるものたるをさけすこあり
人もを(なを)おろく此人のたるあさむくなくて
宮のまゝにつとめして漆るふそ田神の仕度
アて虫を除るもふるなゝとかりし事とも
こさあれハ虫いとりハ而くはるゝ虫をあけ物ハ
立てゝるゝ田の中を出ゝるふ如ちるゝ蓋ハ蒲を
の根乃ゆくさゝ多ゝ井いうさの打ふまて横立ふ

なゝを燒ハひとしゝ虫ハ除へゝ地て作物の茎葉
ハ根人乃こゝろこの拔るにありとり思ひたく
しるあるさあるはつゝ
さゝるゝ多ゝ用心をしゝ或あり云意ハ
苗立あるゝ多ゝ後をお絡しゝ首やをて生立
まはをををすゝく前てゝ苗ハゝるゝて
色養根切虫を不活者の地拔来るる作ふあと
ゝ

蝗井　六

蝗の井ハ出種を雲ゝ田あり是八十月ゝ田の

咲ふ〻ゝ枝ちらし燒屋しに柱首に庭竹柔てる蜘
の子と掛ふらり扨立寄箱ふ鄙をうらもるる
光ふたゝひのひとつくさうるゝ光と志ゝ
たるとちんこゝうして燒さうふうり井をけ
まて苦と為人あるゝ中けさ人もる

夫化色七

麦八梅雨の中金ゝうり前風ふあてるうり
とふ史記ふ梅雨中麦と金ふ腐敗さそく
ゝ扨出化しゝるるうんくゝうりそて麦敗
の腐ふ日信を人亜しゝて八麦ゝ麦ゝ

園中墓八

村方ゝうり細ふ共と立所ゝ元八孤ゝ墓
不と扨除地の墓ふをさしゝ元大部分ふ麦地
保るふ所ゝ墓ゝ墓ゝ其地を永代御ら地と
ふふ屋ゝと田宅公儀の地ゝて民の消て有す
る麦ゝうゝて墓所仲用地ふ上目てたちまち
古墳八未出て田と成あと敬とるくなり刑あ
まれるゝ稲八ゝ稲をまがるゝとは不法
ゝ新あゝまゝふふあ八ぬ先ふ苦悩有八
近ゝうゝ法ゝ墓ゝうゝと立ゝ諸田園丘陵墳墓

と行ふ事ハ多くこれ有て宮くらの丘の陵墓
と云所の地ハ也と雖て材そなるハ世さるとなくさり
我邦ハ桓武天皇平安城ハ遷都の時山城国葬
當とし所ハ諸人の葬所なりさるを行ふる正暦遷都
記を見しに葬送の儀式ハ貴賤共に葬所ハ立
さしてのことなるされしも貴賤ハ愛當今
のハ乃の多くハ後世ハ葬みくらハ材なる事と
存しも葬しけのとくなるれもこれ加乃
墓とそを思ひ寺の地へ引うつし年月を経
て廣る地と起して仏堂とする也一五百人
仏収蔵時ハ價を惜ハ古神の收むるを治するを
ハ法とさて他を仕附る孫の寶とする
地へ殘金を寶とする者ハ殺うるハ自ハ乃を
忘れ〻〻芸花而ハ海ら先祖葬て海と又寶不當
る事ハ器ならさしの日ハ中ハ
てたり〻とを受つさ紙ら海後世を報恩ら
のを当仏を不敬海ら宗旨を不貴して他宗
の寺院ハ詣あり〻き数多の仏菩薩を念ずるハ
仏の法教ハあ〻ものを法界ハ一相一仏ハ帰ず法
ハ後て悪地と成芸仏典の一義ハて芸と一行を

然らば水とあみ脇香るとなるすべし紀
業として人の目を驚かしめ　行村の何某ハ武
しもと伝してより田を多やし山を買て数
さ才常に成こと九験得の術ハあまたの秘る
らて術を秘者にしと自慢たるに其るのみ
いしてそれ以て村役人の中見ぶさうしく見
世ものもあめこるをしてなを心をうるふと
ちこと慈のあ不論されまうけして詩しむ
他をつきあして作出るに流やに文字をも
引ばふ世如来ちく覚ぶ者をとぶさ夜ふて

たりとりあ不ほと頃て老るらを中せ引せ
まりてこうこと五こうこ紀をちらしして抜こ抜
たりこうこうこうこ紀人とハ密人るといひて浅ようこ
ものりこるるしはるハんるる者ハ横ほと百姓仲間
秘く不敬先こう村方の愛とかるるおるり山中
東行そるれを浅るしりの人乃事と守て抜
こうこりこりこりこ生るるる人正法ふ不思議こうこ
稀有るるりこをしてこんも先を物と詞をそて
人を逆ふ紀ハ世ふ妖術ちとりふるものふて人乃欲
消るものりこ之敬こ九験ちとりふと容法を法

しこと拙き人をもて彼論ぜんとするこそ誤名
勢小而理元盛の形なれ人又相とおもひて元四の
こすれハ術又限りて実のなるへき次ハ
の術尽れハ毎度同しつさまて後ハ
ゝ次神道よりものハ家業と成んとて他と
所業と計仏教の形ハ後を生し伝来仲間と成て
弱人出れとも若て古学も易次福ひを行
ものとなる弱くたくさいのゝ伝を生ら
ものれるをいまもてハ神のさいとく道義の中第
落るハ人のいやうに二川名あ[illegible]

のこと拙き人ゝ[illegible]
ゆるハ[illegible]あらるゝ[illegible]て今[illegible]
ゝハ伝心さめて世界たまゝ[illegible]
悔まともゝ[illegible]
ゝも今ゝ[illegible]家業ハ[illegible]
ゝもて福を形てハ弱ゝ又福福ハ天為と
楽天の理もあるて家ハ形て行るものゝ
心しも妙術を伝して圖ゝ[illegible]
安ゝ[illegible]ハ[illegible]右の験者と為る者の術[illegible]
仏術ハ[illegible]ゝ[illegible]岩に[illegible]

見せる為にまことのみちをしらしめんとて
なるべしとも日月のおん人の世を救ふの時は吉凶乃門を
当給らるの給ハ朝とにさ給稲ハ文へ文ふ生佛の
家のおとうとの三昧と号ず毋文珠般若経の五悪法 叫れとく
なるべしとも教へ給ん佛と念せんとう一佛一法を伝給
給ふ為て秘ふことなきの仏文ハいとたうとき
教られをいとなること身といふとも伝給ふ秘
なるべし法ふ秘るの佛たうとしとふと秘家
つ九一仏一法を念せとう秘るの佛たうとしをふ
を秘つ九一仏一法を念せとう法首の智識の云給ふ

給せふ佛ふ図へ

十字石像 九

村く法をのの乃陪ロ辻ふ佛像を石を刻ミ所
あり是ハ疫ミの利益の為ニ名を術為ふつまり
ミ是ハ疫へけをとひとりのさうみを佛様のるを
ミ国ミの神社に多帯使をとるとうとき
神使法ふの乃節ハ石佛庚申塚乃ミ紀をとと
くミ面摩又ハ道面厚ミて色物使の月隠まるう
めるうるう事ミ何の物仏使道ふ図へ
ミ生ミ付ミ紀ミのけをとめるうる

事なれども神らう寺院の門内に住居するにし
くはなし道祖神八百万人を守ふ御神なれ
ども今こゝに祭ふる八古しらうのまこと
ハ村役人ゑとく初のまにやいまぬゆう
掃除さすべし

妖術 十

何ぶの者ともなるとも駿者といふものをこと
御個し我安家の傳を伝授(ゆ)連ま設と伝
いの主八怨病ひ

ゆて是ハ妖術なるハ如何なる事なるハ
人を面害をなす故是八遠化のまきそてかりうさ
るとゝ之へと作用をなかくらう塩方長言部ゆ放ず人
御と思ハれぬるを是れと見るのなれあ如して愛
是ぶの祈り又意八彼志の術を倪偶(クイウイ)の口さ
ちく絵像仏像より光りをまゝ世央をとゝ抜を
まなと出たゝれ事なれハ何ぶ法なる事と
中乙ハ是ぶ人を八魔事ゝ成ゝ故の実
事なりとる奇怪を一永切のねそあゝて作貴と
ぶそなりいんどゝ不天地の度人ゆ同ぶ八再劉八時

[illegible]

[illegible]

[illegible]

しはき馬やうにてうり屋の板敷の上の
ありてさまざまにかめうりかねとうそをかたりて
うりをの人乃をこりかれまれかれ成ハ間ちいろまる
成ぶ等なりまるなりけるもかに
あるこうてもいろをいろを冠をよりあるこを
の浪宣して勝れるまをはなをはなをして踊じあちまち
にうをり目をいるまをはうてちをれを見出を
びりまるはけてきまるこをきるいあいまるゆ
平ろ夜覚とぬきをりをけきるゆ殿ぶ
ゆうとうををうをのうけるゆあいたしたりり

冠をみつうに我小穂をなりと称しうを見を立てる額を新を
とををて折たりりけ事を院少しにられるめこられり
扨沐泉苑小坪の冠を恵をめしまて池神通のあを
京をとををれを面ばれなるにはけ池の面ちれしそ
池よつけられりけるにあるてを成ちるをを
山の峯をりをうををなるにとをありをるにのをれ
たりに一たを面をををせをりをりを奇れ
沐を絵人を相撲をををせをれをる能人をを池の面を八
人をたりをるけををたりををたびをめをを、まをれ
をりうをめをれをのち勝ををををれをるをををれをを

浮屠国の古ちりうら花の古ちらまてけて世て
屋形夢者八千余人同じして法華ちらかて天皇寺をかく
為きるかしと人ようう武八人ものいたもてかくりたり
けりあまりて王て京を吟(て)かれ関ありけり
斉著国 王制曰假於鬼神時日卜筮以疑衆殺之之けのむくれ
怪を疑ものを術者事は村内(今るる)ちうき又夢を相当に
あしき夢をはゆめちうの人の祈祷とてを科をもさるる
夢をありましてあかを化るる悪きに去也去不正ようの
妄念妄想の止ぬ為ひして夢をうんるるうの人ようり
悪夢を見て吉凶をしる夜あやしき形をうんてあるを

はいかすするなとをも寄病といすのまて常ちを病也
今信小模小夢を食ひてあしき夢を見たる鎮ふ(ちうふ)ちうを夜白振の寝房(ウサン)賛
寝其皮避淫圖去厭避邪ちとふて見(ちうちうふ)ちうを鎮の形を書て悪夢事物を鎮ふ
似熊象鼻犀角牛尾虎足嚙食銅鐵及竹俗謂之白澤云云夢小六あり
周礼占夢職云以日月星辰占六夢之吉凶一曰正夢二曰噩夢 註噩与愕同三曰思夢
春官四日寤夢五曰喜夢六曰懼夢云云又云祥占の吉夢を王一軸 悪夢を
送云云八悪夢を除吉事を主日帰一ちうを先祖正高天正十年四月鈴目
二百六夢想役名と三名鈴一ちうを家甲別ちまを入御一流の出代ちうかい彼敬ちる
夢想名沉出多小て百顔の出蓮京出奥り有り夢ちう出吉例分りたま
四月十日出蓮寺出綱頼ちういとも(ち)ちうこれ出ちうふ記ちうを

又陽炎とて佛神の出告と得ちる陽炎の書小もうをふい
殺し逆事小ていなりしちは河をとて元文の為として
出告事けと蒙古征の伝小小ちうを嘉(カタリ)ちうを出ちうを武い

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七月白馬節会行はせらるゝ事のちなめり白き馬を見る事
初めは好き男の白馬を乗せて引き御節会と為る事根源白
髪みハ金銀の氣ある地に生するあるべきハ白風の気
ハ髪元相なりと云ふ事なり白狐稲荷の使ひ也人
の家に居ハ吉凶を知らしむ故に吉事
人の幸不幸ハ数ある事なれ共 元孫幸中地
に生ず故に地神不足と云ふ事の如く白狐を貴
ぶ事なく流し捨て今のまゝ出あるき側に張
ちきらの張の糸に白狐を流し給ふ事なり
なれく身節ぶらく如 家伝書抜果実の百姓の
家

彩りて命のことゝ思ふ事なり又白狐の今
家を見ることなし流し捨て祈屋をとり
名をとり口先まことり出屋へ出ちきつの人
を用ハ家ハ家に家蔵の物ハ
備叶へ祈りしら法中
来ちきたこと如 白風白狐を形に
常滅二七 ゆ 仮名書の物ハ
人の家の盛衰白狐白風の在ありて盛衰
用や用ハ家ハ家を祭りすして
歴を伝し 法を法ん

七月十五日と思へし右の四人ともに初て後を
ゆかしがりふ八賓主ともに初めて和かりて其日相
別るゝに臨つゝ其の切なる依治事へ先を考
とりふ福ゝは田地の事共相て他りとりて家相
接し上下ともに通じ人り先を形ち八ち
苦と稽ゆは志りし苦八善とゝして為
ものゝ事ハ為新し一悪い悪いこゝろて生る物
也八止ゆし止ゆき悪を止て善を生くむし
先も苦とゝくゝ宿を時て物系とし扱を食
物ゆしに一稽つゝ苦人のゝ苦根とするいろゝき

身はあゝ孫生賓の苦とりふと仏法を守ひ事
実諸没滅るゝ勤親を大切しゆ実敬むつましく
人生中らく相百姓と慈しゝて家業の
新他ゆ家ゝ次勤ゆ百姓ねつゝき子孫ゝ
く家業永業ゝの根本ゝ生ゝ為ゝ新稽ハ
るし其ゆ稼の陰無ゆ人のゝ人ゝ
やゝ生ゝ次むし右のゝ右ゝ大ゝ生ゝふゝ
稼ありり山ゝ其ゝ生ゝ為ゆ風ゝけしく
稽ゝ為ゝ為ゝ其のゝ右のゝ者ゝ生ゝ入て
心ゝゝあゝゝ生ゝ為ゝ稽ゝ日を

あるゝ物ゝ[illegible]ふ人のこゝろをくるをたに
少しいさゝかるゝ心地してつゝ出[illegible]
ゝるゝ物とも[illegible]ふいあを[illegible]
あるゝ物どゝ大ゝ見ひとつゝ
ゝるゝ[illegible]ふとゝふ[illegible]
とゝも百人をゝうあつまりて火をゝ[illegible]
ゝゝゝゝ[illegible]
[illegible]酒[illegible]
ゝゝ[illegible]

奴[illegible]の[illegible]ふ[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』請求記号 特1-2328
ガラス使用

特 1
2328

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328

ガラス使用